

ジェームズ一世「十年の親政」における 非議会的収入の模索

酒 井 重 喜

要 約

1614年4月に召集されたジェームズ一世の第二議会は史上「混乱議会」と呼ばれている。負債返済のための財政協力を得ることを目的としていたが、議会はそれに応じず国王大権による付加関税の賦課に対する批判を強めるばかりであったので、国王は同年6月に慌ただしく議会を解散した。大契約の失敗を機に第一議会が解散して(1611年)から三十年戦争に関わる財政協力を求めるための第三議会(1621年)をやむなく召集するまで、不毛な「混乱議会」を除けば「十年の親政」が敷かれたことになる。議会税が得られない国王は「国王私財」の補強を迫られ、それは非議会的な新収入の模索と儉約政策を強いた。しかし皇太子結婚の持参金・「徳金」徴収・「警告都市」売却・恩赦売却・コッケインの企画などの政策では、スペインによるプファルツ侵攻に対抗する軍事費を調達すべくもなかった。ジェームズ一世の「十年の親政」の歴史的意義を、清教徒革命を誘発したチャールズ一世の「十一年の親政」と比較検討して明らかにする。

一．「混乱議会」と付加関税論議

ジェームズ一世の在位(1603年～25年)中に議会は4度開かれた。それを示せば次のとおりである。⁽¹⁾

第一議会：1604年～10年	第一会期 1604年3月19日～7月7日
	第二会期 1605年11月5日～1606年5月27日
	第三会期 1606年11月18日～1607年7月4日
	第四会期 1610年2月9日～7月23日
	第五会期 1610年10月16日～12月6日
	議会解散 1611年1月7日
第二議会：1614年	1614年4月5日～6月7日
(混乱議会)	議会解散 1614年6月7日

※本稿の査読の労を取っていただいた二名の査読者にお礼申し上げます。

第三議会：1621年 1621年1月30日～12月18日

議会解散 1622年1月6日

第四議会：1624年 1624年2月19日～5月29日

議会解散 1625年3月27日（国王崩御に伴う解散）

第一議会は、1606年に3つ、1610年に1つの補助税を承認したが、付加関税についてはその違法性批判が繰り返しなされた。1604年のバイト事件の裁判で国王の付加関税賦課権を合憲とする判決が出て、1608年に大蔵卿ソールズベリ伯ロバート・セシルが付加関税の大幅拡張をし、これに対して1610年に庶民院が付加関税批判請願を提出し（7月）、さらにセシルが後見権・徴発権と付加関税の廃止と議会の恒久税承認を取引する「大契約」を提案しそれが失敗する（11月）という経過を経て、1611年1月に第一議会は解散された。⁽²⁾ 三年後の1614年に開かれた第二議会は、多額の負債を削減させるための議会の供与を得るために開かれた。開会された4月5日に国王は議会の供与を求めるスピーチをし、庶民院はそれについて4月12日に議論したが国王の要求に積極的に応ずることはなく先延ばしにするだけであった。議論はむしろ、国王が議会供与を承認させるために議会操作請負人^{アンダーテイカー}を用いて議会を国王派で固めるという議会干渉を巡ってなされた。その議論が収束しても議会は供与承認に取りかからず、比較的問題の少ない法案について議事を進めた。そのため議会は一見平穏に見えたが、それは庶民院が付加関税論議を持ち出すまでのことであった。超議会的課税である付加関税の論議が持ち出されれば非妥協的な紛糾が発生することは容易に予想された。1604年のバイト事件の合憲判決に意を強くした大蔵卿ソールズベリ伯ロバート・セシルが1608年に付加関税の大幅拡大をしたことが第一議会を難破させた要因であったことは広く認識されていた。庶民院は付加関税を臣民の財産権と議会課税合意権への重大な脅威とみなし、国王はそれを正当な国王大権の行使でありまたその収入は不可除なものを見なしていた。両者の非和解性は深刻で、庶民院は第二議会で付加関税問題を議論に載せることを急がなかったが、ひとたび俎上に載せられると議論は一気に激化した。庶民院は付加課税廃止の請願を国王に提出するすることにし、5月21日に貴族院に共同歩調をとることを申し入れた。庶民院の申し出への貴族院の対応は消極的で、両院間の協議は停滞した。6月3日に国王は供与の議論をしないのなら議会を解散すると通告した。それに対して議会側は解散する前に付加関税について納得のいく回答をするよう求めた。国王はこれに応じず6月7日に議会解散を強行した。⁽³⁾ 議会は「苦情の救済」の先行実施を求

1) D.L. Smith, *The Stuart Parliaments 1603-1689* (1999), p.236.

2) 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』（1989年）、127-38、237-50頁、同『混合王政と租税国家』（1997年）、第三章「大契約とその失敗」。

め国王は「供与の承認」の先行を求めた。国王大権と議会特権の「互惠」に混合王政の要諦があった。その「互惠」はならず、ジェームズ一世の第二議会は第一議会と同様に難破して解散となった。一つの法律を制定することもなく2か月で幕を閉じた。ジェームズ一世は議会に対する不信感を深め態度を硬化させて「親政」を続けた。しかし大陸における三十年戦争勃発のあおりを受けて議会的供与の必要に迫られ止む無く1621年に第三議회를召集した。

第一議会における付加関税批判と「大契約」失敗によってジェームズ一世は議会への不信と嫌悪を強めていた。⁽⁴⁾「大契約」提案が庶民院で賛成票わずか五票で不成立になった時(1610年12月)、ジェームズは次のように不満をぶちまけた。「(庶民院は)腐ったエジプトの子孫たちである・・過去七年間とりわけここ二回の会期の庶民院は、我が名誉と営為をテニスボールのように自分たちのあいだで毎日のようにもて遊び、我々の名誉を傷つけ辱める悪意と怨恨に満ちている。・・(庶民院は)我々の健康を傷つけ悩まし、我々の名誉を傷つけ悪意あるすべての人々を大胆にさせ我々の多くの特権を侵害し我々の財布を引き延ばしによって苦しめている。」⁽⁵⁾さらにジェームズは、第二議会(「混乱議会」)解散直後の14年6月に、スペイン大使サーミエント(Gondomar 伯 Diego Sarmiento)に次のように述べている。「カステラの議会 Cortes of Castile は30名ほどからなっている」ことが羨ましい、イギリスの庶民院には「500人を下らないほど」の議員がおり、分別に欠け「無秩序な投票行動をし叫びや大声や混乱しか聞こえない。」「これまでに国王たちがこうしたことを受け入れてきた」ことは驚き以外のものではない。⁽⁶⁾議会に対するこうした不満は常態化しており、第二議会(混乱議会)の議員が、国王の浪費を批判し、憲法上疑義のある付加関税を廃止しない限り議会的供与の承

3) T.L.Moir, *The Addled Parliament of 1614* (1958) ,viii. undertaker and impositions, pp.97-113;R.H.Fritz and W.B.Robinson (ed.), *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689* (1996),E.N.Lindquist, 'Addled Parliament', pp.5-6.

4) 1606～7年にイングランドとスコットランドを正式に統一する意図がイングランド議会で挫かれたこともジェームズ一世 & 六世が議会不信を募らせる要因であった。イングランド議会に対するような嫌悪感をジェームズはスコットランド議会に対してはもっていなかった。M.Lee Jr, *Great Britain's Solomon: James VI and I in His Three Kingdoms* (1990), pp.93-4.

5) A.Thrush, 'The Personal Rule of James I, 1611-1620', in T.Cogswell, R.Cust and P. Lake (ed.), *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain Essays in Honour of Conrad Russell* (2002), p.84. 酒井『混合王政と租税国家』262-3, 267-70頁。ただ「大契約」の破綻は議会側の反対によるばかりでなく国王側の懸念にもよるものであった。恒久税を經常費に充てて「国王私財」とすることは、議会的供与にもかかわらず「国王私財」であるため国王の裁量権で費消されるという「絶対主義への傾斜」が議会側からは懸念され、他方国王側に議会税が經常費を構成することで議会が使途に対して容喙し批判と検証を求め国王の裁量権を侵すのではないかという「制限王政への傾斜」が懸念された。こうした視点から「大契約」失敗を国王と議会の「共犯」とするのが G.L. ハリスである。G.L.Harriss, 'Medieval Doctrines in the Debates on Supply, 1610-1629', in *Faction and Parliament, Essays on Early Stuart History*, ed. K.Sharpe (1978) 1.

(6) Thrush, op.cit. p.84.

認を拒否するとして引かなかった時、ジェームズは議会解散で応じた。14年の2カ月ばかりの混乱議会を含む1610-20年の間、ジェームズの胸中には議会開会は最後の選択肢であり可能な限り議会抜きの統治すなわち「親政」をおこなうとの意思を持っていた。そのため議会の回避が1610年代のはっきりとした基調となった。スミス（A.G.R.Smith）は、1610年以降ジェームズの議会に対する親和性が戻ることはなかったとし、ラッセル（C.Russell）は、1614年から21年が一つの性格を持った独立的な「非議会的統治の七年」であったと捉えられないのは奇異であるとした。その7年は二つの議会に挟まれた単なる中休み期で消極的な意味しかないのではなく、それ自体独自の特徴を持つ統治が行われていたとするのである。⁷⁾ チャールズ一世の1629年～40年の「十一年の親政」はその後の清教徒革命を誘発したものとして多くの検証がなされてきたが、ジェームズ一世の（混乱議会の二カ月を除く）「十年の親政」については十分に検討がなされてこなかった。議会を回避する代替の統治形態である「親政」はいかなるものであったのか。一時的とはいえ14年に「親政」を停止し議会という選択がなぜとられたのか。代替の統治形態はなぜ20年代（21年・24年・25年・26年・28年）に度々放棄され議会召集を余儀なくされたのか。ジェームズの「親政」はその外交政策とどうかかわるのか。国王の議会回避の意思はどの程度一般に知られていたのか。国王の議会回避の意思は、国王側近の助言者さらには国家全体にいかなる反作用をもたらしたのか。ジェームズの1610年代の「親政」とチャールズの1630年代の「親政」との共通性と相違性は何か。前期スチュアート期全体を見る場合一つではなく二つの「親政」期があったことの含意は何か。本稿はスラッシュ A.Thrushの研究に拠って、それが提起する以上の設問を指針としながら、混合王政（*dominium politicum et regale*）の「財政の中世的二元主義」と租税国家への不可避的な転成とがいかなる動態的な齟齬を展開するかを確かめていきたい。⁸⁾

7) A.G.R.Smith, 'Crown, Parliament and finance: the Great Contract of 1610', in P.Clark, A.G.R.Smith and N.Tyacke (eds.), *The English Commonwealth 1547-1640: Essays in Politics and Society* (1979) .p.126; C.Russell, 'Parliamentary history in perspective, 1604-1629', *History*, 61 (1976), p.6, n.18; Lee, op. cit., p.93; L.Stone, *The Crisis of the Aristocracy 1558-1641* (1965), pp.103-4; R.Zaller, *The Parliament of 1621: A Study in Constitutional Conflict* (1971), p.18. ジェームズの議会嫌いについては同時代の庶民院副助手の J.Rushworth も言及している。 *Historical Collections of Private Papers of State* (1721), I, p.20.

8) Thrush, op.cit., p.85. 酒井『混合王政と租税国家』286頁以降, 329頁以降。c.f. H.G. Koenigsberger, *Politicians and Virtuosi Essays in Early Modern History*, ch.1 (1986).

二．皇太子結婚政策と議会回避

ジェームズは1610年議会における「大契約」失敗とその翌年1月の解散の後、議会召集は財政収支を合わせるのに万策尽きた時に限るとの意思を固めたはしたが、財政難は時をおかず「最後の手段」を取らせることになった。バークシャー選出の前議員ヘンリー・ネヴィルは早くも1月10日にジェームズに議会召集に応じるならば、自ら國務卿の職を得て議会対策は万全を期すと奏上した。⁹⁾ この提言は実らなかったが議会開会の必要性は強まり、大蔵卿ロバート・セシルの他界（12年5月）後、財務府長官（Chancellor of Exchequer）ジュリアス・シーザーは、50万ポンドの国王負債を減らし年16万ポンドの経常収支の赤字をなくするために議会の開会の必要性を説いた。議会嫌いのジェームズもこれらの提言に耳を傾けざるを得なかった。経費節約を実行し男爵位販売や1611-12年の強制公債（玉璽付き借入）などで当面の財政難を糊塗しようとしたが効果は小さかった。シティからの新たな借入を求めたが、1610年4月の借入の返済が進んでいなかったので無理であった。¹⁰⁾ 12年7月、国王はあらためてネヴィルを招いてその助言を求めたため一般には議会間もなしとの思いが広がった。¹¹⁾

このとき皇太子ヘンリに二つの縁談話がもちこまれ高額の持参金が財政難のカンフル剤になるやもしれないとの期待が寄せられた。まず1612年9月にサヴォア公カルロ・エマヌエーレ一世が、その王女とイギリス皇太子ヘンリとの縁談を持ち掛け21万ポンド相当の持参金を提示した。¹²⁾ この額は国王負債の半分に満たないものであったが、補助税3つ分に相当するもので議会召集を暫時引き延ばすのを可能にする額であった。これとは別に、10月末になって、駐仏イギリス大使トーマス・エドモンズが、6歳のアンリ四世王女クリスチーナ・マリと24歳のヘンリとの縁談がまとまれば24万ポンド相当の持参金を提供するというフランス側の意向を伝えてきた。¹³⁾

9) ネヴィルの議会召集提案には国王のスコットランドからの寵臣ロバート・カー、ロチェスター男爵の支持があった。Thrush, op.cit., p.86.

10) R.Ashton, *The Crown and the Money Market 1603-1640* (1960), pp.118-20.

11) *P.P.1614*, pp.238,244 ; *C.S.P.V.1610-3*, p.412 ; M.C.Questionier (ed.), *Newsletters from the Archpresbyterate of George Birkland* (1998), p.191.

12) *CSPV.1610-3*, p.458. サヴォア公・カルロ・エマヌエーレ一世はマントヴァ公兼モンフェッラート公ヴィンチェンツォの長子フランチェスコに娘を嫁がせている。イギリス皇太子の花嫁候補とこのフランチェスコに嫁いだ娘との異同は筆者不明。カルロ・エマヌエーレ一世はマントヴァ公兼モンフェッラート公との間でモンフェッラート公領の争奪戦を行っている。イギリスの王子との婚姻がこの争奪戦に有利に働くと考えられたものと思われる。北原敦編『世界各国史 15 イタリア史』（2008年）、275-6頁。

13) サヴォア王女とイギリス王子の婚姻はスペインの衛星国サヴォアによるフランス包囲網が強化されるとフランスは警戒したのである。Thrush, op.cit., p.86.

1612年11月に皇太子ヘンリが他界し、その婚姻による持参金の期待は一旦消失した。国王ジェームズはヘンリに代えて12歳のその弟チャールズ王子の婚姻を考えた。兄の花嫁候補であった王女クリスチーン・マリとは年齢差が6歳に短縮したことが縁談成立に幸いするかに思えた。しかしフランス宮廷内にはイギリスとの同盟に反対する勢力がいた。宮廷内スペイン派は、イギリスとの同盟はユグノーの支援者で王位継承権を持つコンデ親王アンリ二世の立場が強化されることを恐れ、この縁談の破談を策した。フィレンツェの大銀行家メディチ家出身のアンリ四世王妃マリ・ド・メディシスは夫亡き後長子ルイ十三世の摂政についていた(1610～7年)。そのマリ・ド・メディシスに宮廷内スペイン派は、持参金として21万ポンド以上を提案しないように釘を刺した。この間イギリスでは大蔵委員会による儉約政策によっても財政状況の改善は進まず、ジェームズ一世は結婚政策についてフランス側の煮え切らない姿勢に業を煮やし、駐仏大使エドモンズに14年1月6日までに持参金の期待しうる最低値を探るよう命じた。⁽¹⁴⁾

その後、議会開会の展望が大きく開られた。王子チャールズの結婚政策が停滞したからである。まず、枢密院の大半の顧問官が、王子チャールズの結婚につきフランスとの交渉に否定的で、逆に国王ジェームズがフランス王女との婚姻にこだわって他の選択肢を排除した事に反感を持っていた。さらに、枢密院の大半の顧問官が、フランス人との縁組が宮廷内スコットランド人の勢力を増すと警戒した。スコットランドとフランスとの伝統的な友好関係からそのような警戒感がありうることであった。また枢密院の多数派は、フランスとではなくスペインないしサヴォアとの縁組を希望し、一部にチャールズにプロテスタントの女性を進めるものもいた。ジェームズは、以前の縁組交渉でのスペインの対応に不満をもちスペインとの縁談交渉に消極的であった。サヴォアとの交渉も同様に消極的であった。プロテスタントの王女との縁組の強い推進者も有力な花嫁候補を見出せなかった。国王がフランスとの縁組にこだわり続け、シティからの借入のめども立たず、結局枢密院内の多数派である反フランスの顧問官は結婚政策の先行きが見えない状況では財政難打開は議会召集以外にはないと考え始めた。議会的供与が得られれば持参金に依存することはないと考えた。駐仏大使へのフランス側の持参金額を確認せよとのジェームズの指示の返答期限も過ぎてしまった時点で、反フランス的顧問官は国王に議会召集の圧力を強め、国王もついに議会召集に傾いていった。しかし、14年1月半ばに駐仏大使エドモンズが摂政マリ・ド・メディシスとの交渉でイギリス側が期待する持参金額を提示させることに成功した。持参金のメドが立たないことを前提に国王に議会召集を迫るという

14) Thrush, *ibid.*, p.87.

反フランス派顧問官の企図は挫折したかに見えた。しかしフランスがまたしても親王コンデ公の反乱の危機に直面し、政情が混乱するフランスとの交渉をジェームズは断念せざるを得ず、議会召集を受け入れざるを得なくなった。⁽¹⁵⁾

ジェームズ一世第二議会は1614年4月5日に開会された。フランスとの縁組に強硬に反対した二人の顧問官（サフォーク伯トマス・ハワードとペンブルック伯ウィリアム・ハーバート）は、開会前に国王が「（種々の）苦情の救済」をすればその見返りに「供与の承認」という財政的貢献が必ず庶民院から得られるであろうと具申した。しかし実際に議会在開会されると、この具申が誤りであることが直ちに判明した。庶民院にとって救済されるべき「苦情」は第一議会から懸案となっていた付加関税問題であった。7万ポンドの収入を国王に与えている貴重な付加関税の廃止を求めてきた。付加関税賦課は国王大権の権能として正当であるというのがベイト事件の判決であった。1606年のこの合憲判決に判事の中で異を唱えた者がいたこと、合憲判決に我が意を得たりと大蔵卿ソールズベリが1608年に付加関税を大幅拡張したこと、こうした経緯を受けて第二議会は議会承認のない課税不承認の立場を明確に打ち出した。しかも「供与の承認」はこの「苦情の救済」がなされた後に論議されるという姿勢を貫いた。国王大権による課税権と議会課税の承認権とがまともにぶつかったのである。国王ジェームズは、庶民院とくにそのコモン・ロー法律家は国王の財政的必要に答えようとせず、不可除の収入である付加関税の賦課権という国王大権を真っ向から否定し君主制に脅威を与えている、と議会在を非難した。しかしジェームズに幸いしたのは、親王コンデ公の反乱が14年5月5日に敢え無く鎮圧されたことで、フランスが政治的に平穏を取り戻し英仏間の婚姻交渉も再開され、それとともに国王の議会在依存度は減った。⁽¹⁶⁾ 14年6月7日に議会在は一切「供与の承認」をすることなく解散された。

三．「徳金」の賦課、新建築物課金、コッケイン企画

フランスの国内事情の平穏化に伴い英仏間の婚姻交渉を再開するため、1614年8月に大使エドモンズが再度パリに送られた。しかし、国王負債は14年5月時点で68万ポンドに上ってお

15) N. E. McClure (ed.), *The Letters of John Chamberlain* (1939), I. p.391; C.S.P.V., 1610-3, p.452; Thrush, 'The French Marriage and Origins of the 1614 Parliament', in S. Clucas and R. Davies (eds.), *The Crisis and the Addled Parliament: Literary and Historical Perspectives* (2002), pp.25-35.

16) ガクソットは、この時の親王コンデ公の反乱を1614年の11月とし、親王コンデ公を「大コンデ」としている。「大コンデ」ルイ二世の生没年は1621 - 86年であり、14年の反乱を起こしたのはコンデ親王アンリ二世（1588-1646年）と思われる。P. ガクソット（内海利朗訳）『フランス人の歴史2』（1979年）445頁。

り、フランスとの婚姻交渉をまとめて持参金が入るのを待つてはられなかった。議会からの供与に代る収入策の第一が、フランスからの婚姻持参金であり、それは交渉次第という不安定なものであるうえに時間を要するものであった。第二は、シティからの借入策であった。1610年の借入は完済したものの、国王の信用は低迷しており新たな要求にシティが容易に応ずるとは考えられなかった。⁽¹⁷⁾ 第三は、「全体を代表していず妨害的な議会を迂回して直接臣民に訴える」「徳金 (benevolence)」でとりあえず 65,000 ポンドが見込まれた。⁽¹⁸⁾ 第四は、14年に就任した大蔵卿サフォーク伯トーマス・ハワードに命じて案出させた新収入策で、一つが、ロンドン中心から7マイル以内の1603年以降に建てられた新しい建築物から課金を取るというものであった。⁽¹⁹⁾ 二つ目がロンドン市参事会のウィリアム・コッケインの企画で、それまで未仕上げ毛織物輸出を担ってきたマーチャント・アドヴェンチャラーズから未仕上げ白地毛織物の独占的輸出権を取り上げ、それに代えて新王立マーチャント・アドヴェンチャラーズを100万ポンドの資金を募って設立し5万反の仕上り毛織物を輸出し、国王には年額47,500ポンドの追加収入をもたらすというものであった。この企画は1617年初めに破綻し旧マーチャント・アドヴェンチャラーズが復活された。⁽²⁰⁾

フランスとの婚姻交渉、「徳金」の賦課、新建築物課金、コッケイン企画など確実性が高いとは言えない収入策が次々と打ち出され、とりあえずジェームズは新たな議会の開会を先に延ばした。フランスは内政問題を口実に婚姻交渉に迅速な対応をせず、1615年5月12日に駐仏大使エドモンズからフランスは225,000ポンド以上の持参金の支払いを拒否したとの報告がもたらされて、ジェームズと枢密院はまたもや議会開会に傾いた。トーマス・レイク、ラルフ・ウィンウッド、エドワード・クックらの枢密院顧問官は議会開会に賛同し、「国王(の統治)は通常の方法では維持できず議会の(財政)援助によらなければならない」とした。⁽²¹⁾ ここでいう「通常 ordinarye の方法」とは「国王私財」をさしており、持参金・徳金・借入・建築物「新税」・コッケイン企画などの奇策も付加関税とともに国王大権による「国王私財」の補

17) Ashton, *The Crown and the Money Market*, pp.120-1.

18) F.C.Dietz, *English Public Finance 1558-1641*, vol. two (1964), p.158; J.Cramsie, *Kingship And Crown Finance Under James VI And I 1603-1625* (2002), pp.34-5; do.' Crown Finance and Reform The Legacy of the 'Addled Parliament', in Clucas and Davies (eds.), *The Crisis and the Addled Parliament*, p.40.

19) Dietz, *op.cit.*, p.159.

20) オールダーマン・コッケインの企画について次を参照。Dietz. *ibid.*, p.159; A. Friis, *Alderman Cockayne's Project and Cloth Trade: The Commercial Policy of England in its Main Aspects 1603-1625* (1917), p.239; B.E.Supples, *Commercial Crisis and Change in England 1600-1642* (1959), pp.33-51; J.D.Benson, *Cooperation to Competition English Perspective and Policy on Anglo-Dutch Economic Relations During the Reign of James I* (1990), pp.23-65; 『大塚久雄著作集第二巻』(1969年)、93-4.113-4頁、浜林正夫『イギリス市民革命史』(1971年)、50頁。

21) Thrush, *op.cit.*, p.89; J.D.Alsop, 'The Privy Council debate and committees for fiscal reform September 1615' *HR*, 68 (1995), pp.191-211.

強策すなわち「財政封建制」であった。ただ顧問官に議会開会への意向がこのように強まっていたのにジェームズはそれになお即応することはなかった。しかも親王コンデ公がまたしても反乱に立ち上がりフランスとの婚姻交渉の見通しは全くなくなった。

ジェームズが議会開会に傾斜しつつなお逡巡していたのは、スペインの王女とチャールズの婚姻の可能性を捨て切つてはいなかったからである。すでに1614年6月頃よりその可能性を探っていたが、15年初めにフランスとの婚姻交渉が遅々として進まない状況をうけて、ジェームズは、ロバート・コットンに駐英スペイン大使サーミエントと婚姻交渉を始めるよう指示した。⁽²²⁾ 一方で、婚姻の協定作成までコットンに命じておきながらジェームズはなおフランスとの婚姻交渉を完全には断念せず、スペイン国王フィリップ三世（在位1598-1621年）との公式の交渉を直ちに進めようとはしなかった。スペインがフランスより高額の持参金を提示したことにも、スペインがジェームズのフランスとの交渉を妨害するための目くらましではないかと疑っていた。⁽²³⁾ 結局、1615年夏の時点で、スペインからの持参金によって議회를回避することは現実的でなくなった。ただ両者が相関関係にあることは否定できない事実であった。

大蔵卿サフォーク伯とその義子である侍従卿（Lord Chamberlain）サマセット伯、ロバート・カーの二人が枢密院内で議会開会に反対する最右翼であった。サフォークは1614年の時点では、チャールズとフランス王女との婚姻に反対するために議会開会要求を支持したが、サフォークとサマセットともスペイン王女の持参金を願って議会的供与を嫌った。しかし二人を除く枢密院顧問官は逆にスペイン王女との結婚を嫌い議会召集を選んだ。15年9月に国王財政の現状について議論する枢密院会議が数回もたれた。クックはそこで、国王負債は70万ポンドに上り、儉約政策だけでは負債返済は無理であること、「議会によってなされる臣民の支援（relief）によるのでなければ十全な統治（perfect subsistence）はおぼつかない」ことを述べた。こうした議会開会の進言に、ジェームズは「（議会の）支援（comfort）が得られる見込みがあるなら議회를回避しはしないが、臣民との新たな会合で侮辱を受けるよりも窮地を忍ぶ（方を選ぶ）」と応えた。サフォークは、9月最後の枢密院会議で、表面上議会開会論に賛意を示しながら次のように言った。「自らの胸に深く根差す疑念を払いのけることができない。（その疑念とは）事実としての付加関税を取り除くことで議会は満足せず権利の問題（point of right）を言い立てるであろう、ということである。」庶民院を満足させながら国王大権を保持することは極めて困難で「（国王）はそれをいかに護りうるか分からない。」サフォーク伯は、大権についてこれまで以上の屈辱を受けるのではないかという国王の警戒心を盾に、議会開会

22) K.Sharpe, *Sir Robert Cotton 1586-1631* (1979), p.131.

23) H.G.R.Reade, *Sidelights on the Thirty Years War* (1924), I, pp.215-6.

を消極的方向に誘導した。枢密院は、「議会の供与」の途を閉ざして代わりに「儉約政策」に向かった。枢密顧問官を種々の小委員会に分散配属させ、小委員会は各政府部門の経費削減の任務にあたった。⁽²⁴⁾

枢密院内で議会開会に反対する最右翼でカトリック派の大蔵卿サフォーク伯と侍従卿サマセット伯の二人が、その後、プロテスタント派によって国王から離間されて劣勢となった。駐英ヴェネチア大使バルバリゴ Barbarigo は 1615 年 10 月に次のように予測した。「議会はやがて開かれるであろう。議会に反対したもの（サフォークとサマセット）の劣勢によって、（議会開会）反対論は消え去るであろう。」⁽²⁵⁾ 駐英スペイン大使サーミエントは「（サマセットの政敵たちは）いまや国王に議会召集を働きかけ、（議会召集こそが）国王の（財政的）困窮を是正する唯一の方法であると説き伏せた。」と述べている。⁽²⁶⁾ 同時に、法務長官フランシス・ベーコンは、来るべき議会は供与を承認するであろう、とするジェームズあての文書を用意し、またサフォークらの議会開会反対論に対抗して付加関税の廃止すら進言した。⁽²⁷⁾ 15 年 12 月中旬までにジェームズはついに議会開会を説き伏せられ、駐英ヴェネチア大使バルバリゴは枢密院は議会召集の指示を出したと記し、駐英スペイン大使サーミエントもジェームズは議会開会を宣言したと記した。⁽²⁸⁾ 議会開会間近かの報が一気に流布した。

四．「警告都市」売却と議会回避

しかし、1616 年に議会は開かれなかった。その理由として、フランスとの婚姻交渉の再開に目途が立ったことが考えられる。15 年 12 月にルーダン（Loudon）で対立する（元）摂政マリ・ド・メディスと親王コンデ公が和睦し、16 年 4 月に両者の間で和平協定が結ばれ、これを受けてイギリス枢密院は婚姻交渉再開を決めた。⁽²⁹⁾ しかし肝心の国王ジェームズ自身がこの時スペインとの婚姻交渉に傾いて、逆にフランスとの婚姻交渉に消極的となり交渉再開もその中断を求めるものであった。15 年末に一般に開会間近かと思われた議会は、ジェームズの対仏交渉中断という心変わりによっても開かれなかった。従って、16 年に議会が開かれなかった

24) J. Spedding, *The Letters and the Life of Francis Bacon* (1861-74), V, pp.192,204; J.D.Alsop, 'The Privy Council debate and committees for fiscal reform September 1615' *HR*,68 (1995).

25) *C.S.P.V.*,1615-17,p.53.

26) Thrush,op.cit.,p.91.

27) Spedding, *The Letters and the Life of Francis Bacon* ,vol.V,pp.179-91. この時付加関税を織り込んだ既存の関税率表の廃止が同時に提言された。この進言は 1621 年に大蔵卿になる関税請負人ライオネル・克蘭フィールドが最初に提起したものである。酒井『近代イギリス財政史研究』84-95 頁。

28) *C.S.P.V.*,1615-17, p.89;S.R. Gardiner, *History of England* (1896-1901),II, p.368.

29) 柴田三千雄・樺山絃一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史 2』(1996 年)、160 頁。

理由は、フランスとの婚姻交渉に再開の見通しが立ったことに求めることはできない。より蓋然性のある理由は、駐英オランダ大使ノエル・キャロンの提案であった。オランダは、対スペイン独立戦争にエリザベスのイギリス・エリザベスの支援を受ける担保としてブリル (Brill) とフラッシング (Flushing) の「警告都市 (Cautionary Towns)」をイギリスに提供していた。⁽³⁰⁾ 「警告都市」におけるイギリス駐留軍の維持費は年額 26,000 ポンドで、そのためのオランダからの支払いは年額 40,000 ポンドで、理屈ではイギリスにとって収入源の一つをなすはずであった。しかし実際には、年額 40,000 ポンドのオランダの支払い分は駐留費に向けられず他に流用されていた。15 年末までに駐留軍への給与支払いは幾週間も遅配状態で暴動の危険すら生まれていた。イギリス駐留軍がこうした危険な状況にあるさ中に、オランダ大使キャロンの提案は絶妙のタイミングであった。提案は、15 年 12 月半ばに、オランダ側の戦時負債の清算と見返りに「警告都市」の返還を求めるものであった。オランダの対英負債は 600,000 ポンドに上ったがオランダは財政難を理由に 250,000 ポンドだけの支払いを提示した。イギリスにとって「警告都市」を 250,000 ポンドでオランダに売却するというものであった。財政的困窮にあったジェームズはこれを天祐として受け入れた。エリザベス時代からの海外占有都市を手放しその代価として 25 万ポンドを得ることになった。減額した対蘭貸金の取戻しではあったが、国王ジェームズに議会開会の意思を控えさせるものであった。⁽³¹⁾

しかしジェームズに「警告都市」売却を躊躇うところもあった。「警告都市」の存在はイギリスとオランダの同盟の証でありそれを喪失することは同盟関係の弱化を意味するのではなかないという懸念を持ったのである。一方で、国王負債は 1616 年 4 月までに 621,000 ポンドの上っていた。オールダーマン・コッケインの企画は応募資本の不調により失敗し増大を期待した関税収入は逆に減少してしまった。⁽³²⁾ 王位継承者たることを示すチャールズの立太子礼 (16 年 11 月) にも大きな経費が入用であった。ジェームズは枢密院に「警告都市」売却の是非について改めて諮問した。財政難の克服とオランダとの同盟への配慮との間で議論は紛糾し全体として売却は得るものより失うものの方が大きいという意見が強かった。⁽³³⁾ しかし、「警告都市」売却は負債返済のための他の方法がない場合に限られるとしていたジェームズが、フランスとの婚姻交渉を中絶し議会開会も望まないというのであれば、現実的代替案として「警告都市」売却以外の方法はなく、16 年 5 月についてジェームズは「警告都市」の売却に踏み切った。「警

30) J.R.Jones, *The Anglo-Dutch Wars of the Seventeenth Century* (1996), p.195.

31) C.S.P.V., 1615-17, p.117. ; Dietz, *op. cit.*, p.162 ; Ashton, *The Crown and the Money Market*, p.22; Gardiner, *History of England*, II, p.369.

32) M.Prestwich, *Cranfield, politics and Profit under the Early Stuarts* (1966), pp.174-8

33) C.S.P.D., 1611-18, 360 ; C.S.P.V., 1615-17, p.192.

告都市」売却代金 25 万ポンドの初回の分割金一万ポンドが 1616 年 6 月に支払われた。⁽³⁴⁾

「警告都市」の売却は 25 万ポンドの臨時収入をもたらしたが、当面の財政的困窮を克服して議会開会を回避ないし先延ばしするには不十分であった。ジェームズは枢密院に、当面必要な財政資金は 215,000 ポンドで「都市」売却益 250,000 ポンドとの差額は 35,000 ポンドとなり、オランダに月額 2,000 ポンドの割賦払いを求めても約 18 か月だけ議会開会を引き延ばし得るに過ぎないと語った。⁽³⁵⁾ 他方、フランスとの婚姻交渉を打ち切ったジェームズは、スペインとの婚姻交渉を再開しようとしたが、スペイン国王は教皇の特許と国内神学者の承認が必要であるという理由で迅速な対応をしなかった。スペインの婚姻交渉をめぐる優柔不断で不誠実な姿勢に業を煮やしたジェームズは、サヴォアがマントヴァを占領した時、イギリスが反ハプスブルグ同盟に参加しサヴォアがイギリスで義勇兵を募集するのを許すという警告をスペインに発し、またウォルター・ローリーがスペインとの友好関係を持つジェノヴァに私掠船軍団を送り込む提案をサヴォア大使に告げている。これらスペインへの脅しは空虚なものであった。⁽³⁶⁾ ヴェネチア書記官リオネーロは、イギリスがサヴォアを支援できるのは議会召集がなされた場合だけであり、そのジェームズは議会召集を望んでいないと喝破していた。⁽³⁷⁾

「警告都市」の売却益は短時に消費されてしまい、またスペインがイギリス側の婚姻交渉申し入れに優柔不断な姿勢を続けて持参金の目途も立たなかった。そのため財政は逼迫し改善の見込みは立たなかった。前年 1616 年 9 月に作成された財政収支報告では、年間赤字が 86,906 ポンドであるとされた。⁽³⁸⁾ 財政事情が劣悪な状況であるなかでジェームズはスコットランド行幸を執行した。膨大な行幸資金はまたしても議会に頼ることなく、シティから 10 万ポンドを借り入れ、「コッケインの企画」で特許状を失った旧マーチャント・アドヴェンチャラーズに新たな特許状を交付することで 5 万ポンドを入手し、さらに各種の独占権の発行によって確保した。⁽³⁹⁾ これらの収入策はいずれも姑息なもので、一時的に飢えをしのぐものに過ぎず、「崩れかけた大きな建物に当て板を張ったり漆喰で修理するようなものである。」といわれた。⁽⁴⁰⁾ 議会に依らずして財政難を乗り切ることはやはり困難ではないかと思われた。しかし、議会を開けば 14 年の「混乱議会」のように財政協力に先行して国王大権を毀損するような要求が出される。ジェームズのジレンマは続いた。

1617 年 3 月にスペインとの婚姻交渉に進展の兆しが見えた。駐英スペイン大使サーミエン

34) *C.S.P.D.,1611-18,p.368 ; Acts of the Privy Council,1615-1616,pp.541-3.*

35) Thrush,op.cit.,p.93,n.56.

36) Thrush,ibid.,p.93 ; Gardiner, *History of England,III,pp.51-2.*

37) Thrush,op.cit.,p.93 ; *C.S.P.V.,1615-1617,pp.314-5.*

38) *C.S.P.D.,1611-18,p.396.*

ト・ゴンドゥマー伯はジェームズにスペインの神学者がイギリス・スペイン間の正式の結婚交渉を承認したと知らせたのである。⁽⁴¹⁾ これを受けて、ジェームズは寵臣ジョン・ディグビーをマドリッドに派遣しチャールズ皇太子とスペイン王女 (Infanta) マリア・アンナとの婚姻交渉にあたらせた。ディグビーに与えられた指示は、持参金として 60 万ポンド要求し、少なくとも 50 万ポンドを下回らないようにというものであった。先のフランスとの婚姻交渉と同様スペインとの婚姻交渉も、高額の持参金を確保して議会開会を回避するのがジェームズの底意であった。しかし派遣されるディグビーの考えは国王のそれとずれていた。ディグビーの考えは、議会の開会とスペインとの婚姻交渉は同時並行的に進めるべきというものであった。すなわちディグビーの見立ては、次のようであった。スペイン国王フィリップ三世が、ジェームズの目当てが持参金目当ての財政的なものであると分かれば、スペイン側はカトリック弾圧法である「刑罰法」を廃止しカトリックに対して宥和的であることをイギリス側により強く求めてくるであろうし、議会開会が間近かであると思えばこの要求を軟化させるであろう、というのも今後の議会は皇太子とスペイン王女との結婚に猛反対しそれを止めさせるために (持参金の代替として) 多額の供与を承認するであろう。⁽⁴²⁾ 国王はこうしたディグビーの考えに理解は示したが、国王に議会召集の意思はなかった。1618 年 1 月にフィリップ三世は、「刑罰法」を廃棄する場合にだけ持参金要求額の満額 60 万ポンドを支払うと言明した。このフィリップの言明はディグビーの交渉力を劣勢にした。交渉は事実上暗礁に乗り上げディグビーは 5 月にロンドンに召還された。ジェームズはなお、カトリックへの処罰を緩和することは確約できるが、スペイン側の「刑罰法」廃止の要求だけは取り下げよう求めたが、何ら進展を見なかった。駐英大使ゴンドゥマー伯サーミエントは 7 月中旬にスペインに帰還した。⁽⁴³⁾

高額の持参金を目当てとしたスペインとの婚姻交渉が暗礁に乗り上げた一方で、財政窮乏

39) Ashton, *The Crown and the Money Market* ,p.122 ; Friis, *Alderman Cockayne's Project* ,p.369. この時のジャイルズモンペッソンらへの森林を巡る独占的特許 (隠匿地・浸食地の摘発と年金放棄の見返りとする摘発地の授与など) に関する議会論議について次を参照。酒井重喜『近世イギリスのフォレスト政策』(2013 年)、79-102,123-133 頁; W.Notestein and others (eds.), *Commons Debates in 1621*, VII, pp.379-86. プレナーは旧マーチャントアドヴェンチャラーズへの特許状再交付に付き総額 8 万ポンドが国王に納められたとしている。R.Brenner, *Merchants and Revolution : Commercial Change, Political Conflict and London's Overseas Trade, 1530-1653* (1993), p.211. この時後見裁判所からの収入を増やすために後見料を引き上げて廷臣らの中間搾取を削減するというすでにソールズベリによって始められていた政策がとられている。酒井『混合王政と租税国家』190-1 頁。その他、パイプ用粘土の販売特許、金糸・銀糸の製造独占、男爵位の創設などの政策がとられた。

40) C.S.P.D., 1611-18, p.439 ; Thrush, op.cit., p.94.

41) Gardiner, *History of England*, III, pp.53, 58.

42) Gardiner, *ibid.*, p.61.

43) Gardiner, *ibid.*, p.105

は一層進行し、累積負債は1617年10月から18年9月までに、726,320ポンドから90万ポンドに増えた。17年のシティからの借り入れの返済が済んでいないので追加借り入れはできなかった。⁽⁴⁴⁾ こうした状況でなお議会開会を嫌うジェイムズに残された道は支出削減しかなかった。大蔵卿サフォークは政府内でスペイン王女との婚姻の最大の支持者で、それゆえ持参金をもくろむ国王とは良好な関係にあった。ただ大蔵卿として乱費・浪費は度を越しており、儉約を目指すジェイムズはサフォークを解任しその大蔵卿職は空席として委員会制を取った(18年7月)。他方、関税行政で成果を上げていたライオネル・クランフィールドの才覚を見込んで重用し儉約政策の推進を図った。クランフィールドは宮廷・海軍・納戸部の会計にメスを入れ経費削減に尽力した。19年には後見裁判所主事(Master of Court of Wards)に就き、就任後6カ年で25%の収入増を果たした。⁽⁴⁵⁾ 儉約のほかに新収入案出にも努め不完全徴収関税(the pretermitted customs)を新設した。⁽⁴⁶⁾ 儉約政策にはジェイムズ自身も積極的に乗り出し「ジェイムズは自分自身の大蔵卿になった」と評されるほどであった。⁽⁴⁷⁾

五.1621年議会召集と三十年戦争

ジェイムズの儉約政策は一定の成果を上げ、1619年10月作成の収支表では、経常勘定で44,864ポンドの余剰を生んでいた。20年3月までに累積負債は712,206ポンドに減少した。こうした財政状況のわずかな好転を一層確実にするために議会開会を求める主張は強かった。顧問官ジュリアス・シーザーは20年1月に議会開会を強く求め、財政改善には新たな公債の発行か議会召集しかないと主張した。⁽⁴⁸⁾ しかし21年1月に7年ぶりの議会召集をすることになったのは、財政問題もさりながら三十年戦争にまつわる外交問題であった。

神聖ローマ帝国とボヘミア(パーメン)王国とは、ハプスブルク家皇帝の中央集権化とパーメン等族貴族の地域的自立の主張とが対立し、それに旧教と新教の対立が相乗して深まっていた。イエズス会の薫陶を受けたハプスブルク家宗主フェルディナントが1617年にボヘミア

44) Ashton, *The Crown and The Money Market*, p.126.

45) 注(27)参照。C.P.Hill, *Who's Who in Stuart Britain* (1988), pp.31-2.

46) 不完全徴収関税はクランフィールドの創案ではなく1558年の関税率表にもみられる。Dietz, *op. cit.*, p.377; Prestwich, *Cranfield*, *op. cit.*, pp.243-5, 270, 274, 278. 酒井『近代イギリス財政史』6, 95, 150頁。

47) Thrush, *op. cit.*, p.95. 1621年に開かれた第三議会でジェイムズは国王財政の改革に取り組む意欲を示し、「腐敗があることを認めようとしなさい」年来の悪弊を糺し、改革のための委員会を設け「貴兄らは朕に不都合なことを進んで報告するのに応じて朕は喜々として不都合なことを改革するであろう」と述べ、宮廷・海軍・軍需部に総額63,000ポンドの経費削減を命じた。Cramsie, 'Addled Parliament', in Clucas and Davies (eds.), *The Crisis and the Addled Parliament*, p. 39.

48) Thrush, *op. cit.*, p.96.

(ベーメン) 王になってボヘミア (ベーメン) の新教徒を弾圧したため、1618年新教貴族がフェルディナントの代官をプラハ城の窓外に放擲する事件を起こした。一方で、1619年8月28日にフェルディナントがボヘミア選帝侯としてフランクフルト皇帝選出会議に参加してそこで神聖ローマ皇帝フェルデュナント2世となった。⁽⁴⁹⁾

一方、1619年8月26日にボヘミア (ベーメン) の等族議会はフェルディナントのボヘミア (ベーメン) 王位の廃位を宣言し、カルヴィン主義者のプファルツ選帝侯フレデリックをボヘミア (ベーメン) 王に迎え、両者の対立は激化した。プファルツ選帝侯フレデリックのボヘミア (ベーメン) 王位受諾には周囲から反対論があり、最も頼りにすべき岳父イギリス王ジェームズ一世も駐英スペイン大使ゴンドゥマーの工作でスペインとの関係修復に集中していて娘婿のボヘミア (ベーメン) 王位受諾に冷淡であった。⁽⁵⁰⁾ しかしイギリス枢密院の大半の顧問官は、フレデリックの義挙を擁護し支援資金の確保のための議会召集を求めた。19年9月にジェームズは、ボヘミア人がいかなる権限でフェルディナントのボヘミア (ベーメン) 王位を廃してフレデリックを立てたかが判明するまでボヘミア (ベーメン) 紛争に関わりを持たないと声明した。しかも交戦状態が休止していたのでフレデリックに対する積極的支援は来春まで手控えるとも述べた。

1620年になってもジェームズは議会召集の圧力に頑なに抵抗を続け、議会供与に代わるフレデリック支援策を出した。シティに対して、フレデリック選帝侯に10万ポンドの支援金を貸すよう督促し、選帝侯の代理人がイギリス国内で「徳金」を徴収することとイングランドとスコットランドで義勇兵の徴募することを許可した。さらに沿岸地域がその経費を負担する艦隊を名目上は、アルジェ海賊対策を口実にしながら実際はスペイン牽制のために派遣した。ジェームズの頑なな議会嫌いと代替支援策の提示によって20年春までにボヘミア危機に起因する議会開会の期待は下火となった。しかし、9月中旬にスペイン軍将軍スピノーラによってフレデリックの世襲地プファルツ (ライン・パラティネット) が侵攻された。⁽⁵¹⁾ 直ちに枢密院は全員一致で議会開会は不可避との意見にまとまった。それでもなおジェームズは議会召集の令状を出さなかった。ジョン・チェンバレンは、「われわれは議会はクリスマス後に開かれ

49) 皇帝選出に際してスペイン・フィリップ三世は多額の皇帝選挙資金をフェルディナントに提供し代わりにオーストリア・ハプスブルク家の世襲領アルザスを譲り受けた。アルザス地方はスペインの対オランダ戦争の格好の兵站地となりスペインのドイツ問題への介入を可能にするものであった。この「スペイン道」はスペインならびにイギリスとフランダースを結ぶ海路「ドーヴァー道」に対して陸路での兵站の役割を果たした。酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』,55,86,233,235頁。なお関哲行・立石博高・中塚次郎編『世界歴史大系スペイン史』345頁ではフレデリック五世をジェームズ一世の義弟としているが義子・娘婿の誤りである。

50) 菊池良生『戦うハプスブルク家』(1995年)50頁。

るかどうか気をもんでいる」(10月28日)と書き、ヴェネチア大使は「国王は、(議会開会の)必要性がおのずから消え去ってくれるかあるいは(議会開会という)忌まわしい日になるべく先に延びて欲しいという気持ちで揺蕩うている。」という辛辣な観察をした(11月3日)。⁽⁵²⁾ ジェイムズは、ひとたび議会が開かれれば庶民院をコントロールしうるかどうかに確信がなかった。議会を開会すれば、付加関税と独占権を非難する激論が噴出ことは明らかであった。ジェイムズは14年の「混乱議会」の轍を踏みたくなかった。大法官ベーコンに議会開会の前準備について相談し、来るべき選挙への対応と議事の範囲に枠をはめる布告を出した。⁽⁵³⁾ これだけのことをして、11月3日午後、ジェイムズはやっと枢密院の議会開会の考えに同意した。⁽⁵⁴⁾

エリザベス期とジェイムズ一世期との間で議会と国王との間の信頼性に大きな変化があった。エリザベス期の庶民院はその継続性に疑いを持つものはなかった。クロフト P.Croft は、ジェイムズ一世第1議会第1会期(1604年)にすでに議員たちは国王の議会観に不信を募らせた、としている。また1606年2月に、議会が継続することに不安を持った議員たちは「少なくとも年に一回は議会が開かれることを求めた14世紀の法律」を取り上げ議会の将来についての不安を論じていた。⁽⁵⁵⁾ 14年の「混乱議会」以降に書かれ広く出回った『年々議会を開く動機』なる対話形式の匿名文書も議会の存立を懸念したものであった。⁽⁵⁶⁾ 「混乱議会」中に議員トーマス・ローは「今解散すれば14年議会の解散に止まらずすべての議会の終焉となろう。」と解散阻止を謀ったが無駄であった。⁽⁵⁷⁾ 解散後国王がとりかかったのは、超議会的課税である「徳金」の徴収であった。1546年以降行われていなかった「徳金」が、「混乱議会」解散後直ちに復活された。枢密院が「これを先例とはしない」としたもののイングランド南部で「徳金」

51) 同じ1620年の11月に三十年戦争の嚆矢となるプラハ近郊のヴァイザー・ベルク(ビーラー・ホラ)の戦いで新教軍は皇帝軍に敢え無く敗北し、ボヘミア王で前年皇帝になったフェルディナント二世が反乱軍に壊滅的な報復をした。菊池良生『戦うハプスブルク家』(1995年)47頁; C.V. ウェッジウッド(瀬原義生訳)『ドイツ三十年戦争』(2003年)133頁; 薩摩秀登『物語チェコの歴史』(2010年)154頁。

52) Thrush, op. cit, p.97. ジョン・チェンバレンは、世論の卓越したパロメーターでジェイムズ一世期イギリスの最良の手紙作家とされる人物。McClure, Chamberlain Letters, II, pp. 322-3; C.S.P.V.,1619-21,p.472.

53) Spedding, *The Letters and the Life of Francis Bacon*, vol.VII,pp.114-15; J.F.Larkin and P.L.Hughes (eds), *Stuart Royal Proclamations*, vol.I: *Royal Proclamations of King James I 1603-1625* (1973),pp.493-5.

54) Thrush,op.cit.,p.97.

55) *Journal of House of Commons*,I,271;P.Croft, 'The debate on annual parliaments in the early seventeenth century', *Parliaments, Estates and Representation*, 16 (1996), p.169.

56) 匿名文書名'A dialogue between Phileleutros or a parliament man, and Philopolites a lover of his country; or Motives to induce an annual parliament' in P.Croft, 'Annual parliaments and the long parliament', *BIHR*,59 (1986),p.155.

57) M.Jansson, *Proceedings in Parliament 1614*,p.420.

反対運動がおこった。ウィルトシャーのジェントルマン、オリヴァー・セント・ジョンは「徳金」不払いを民衆に訴えた廉で15年4月に罰金5,000ポンドを掛けられた。抵抗するセント・ジョンへの罰金の報を、獄中であつて知ったウォルター・ローリは、『イングランド議会の特権』という二人の架空の人物による対話形式の文書を書き、議会召集に反対の架空の枢密顧問官に、国王の不興を買うことが分かっているのに敢えて議会開会を提言するものはないと語らせ、架空の治安判事には国王がその大権で課税するのは危険であり、フランスではこのために内乱が続いていると述べさせている。⁽⁵⁸⁾ ローリの文書は当局の取り締まりにもかかわらず広く流布した。⁽⁵⁹⁾

娘婿フレデリックのボヘミア王即位（1619年8月）は神聖ローマ皇帝への敵対行為であり故国プファルツも攻撃対象になり故国の選帝侯位も剥奪されババリア侯に与えられた。こうした事態にあつてもジェームズの議会嫌いは頑なで議会の財政協力を得てフレデリックを支援することはなかった。内外の識者がこのことに触れている。駐英ヴェネチア大使は19年12月に、国王ジェームズは戦争をするだけの資金を持っていないが、「何らかのものを得る唯一正当な方法すなわち議会召集を嫌悪している。」と述べ、同日サヴォア代表も、ジェームズは議会を回避しようとしていると述べている。国内からもジョン・チェンバレンは、議会のことを「それを回避できない場合の最後の避難所」と書き、パリ駐在イギリス大使エドワード・ハーバートは「国王が資金を得るために議会の召集に合意するものとは考えていない」と言った。非議会的収入の模索の万策尽きた後に議会からの供与を求めるべきという考えは、年々議会を求めるものの対極に根強く存在していた。まずは国王自身による「国王私財」の強化が目指されるべきというものであった。⁽⁶⁰⁾ 各種独占権を付与して特許料を得るというのもっとも常套な手段であり、それは21年議会で批判的となるが、この時もパトロン・クライアント関係を通じて独占権を配分する恩顧政策は行われた。この種の「初期独占」政策は通弊として利権を与えるものと与えられたものが公益を犠牲にして私益を貪るものであり、最大のパトロンである国王自身にもうまみのあるものであった。各種独占に批判的なものは、議会という批判の舞台を手ぐすね引いて待ち構えていた。独占業者は議会を嫌う最右翼であり国王も儉約政策を

58) Sir Walter Raleigh, 'The Prerogative of the Parliament Proved in a Dialogue between a Counsellor of State and a Justice of the Peace', in William Oldys and Thomas Park, *The Harleian Miscellany*, V, 194-225; R.Cust, *The Forced Loan and English Politics 1626-1628* (1987), p.155, n.13. オリヴァー・セント・ジョンは後に船舶税裁判でハムデンの弁護人になっている。酒井『船舶税』第9章。

59) この時グレイズ・インの学生も「イングランドでは今後再び議会は開かれないであろう」という見方のあることを悲観的に述べている。C.Russell, *Parliaments and English Politics 1621-1620* (1979), p.52; J.H.Baker, *The Legal Profession and Commons law: Historical Essays* (1986), p.222.

60) C.S.P.V., 1619-1621, p.77; Reade, *Sidelights on the Thirty Years War*, Vol.I, pp.256.

取りながらも独占的利権の世界に棲んでいた。⁽⁶¹⁾

枢密院内にはむしろ議会開会を求める意見が多数派であり、議会の嫌うサフォークらは少数派であった。しかし、国王自身がフレデリックのボヘミア王即位にさいして迅速にそれを支援する資金を議会から得る意向をもっていなかった。⁽⁶²⁾ 顧問官の中には議会開会に賛成であっても「われわれの中に敢えて国王に議会召集を助言するものはいず、それが成果を上げなければ、国王の不興を買うことになる。」と言って、身を捨てて議会召集を国王に進言しようと腹を括った者はいなかった。⁽⁶³⁾ 枢密院では最終責任を取らない形で議会開会賛成論が比較的自由に論ぜられていた。

六．恩赦販売政策と議会回避

国王とその側近は、国王が議会に敵対心を持っていることが臣民に知れわたることを警戒した。国王も身邊で議会開会の主張が盛んにおこなわれることを抑止せず放任・黙許して国王の真意を隠そうとした。顧問官にして法務長官のフランシス・ベーコンは「混乱議会」直後にコモン・ロー検討委員会の設置を提言している。これは「国王はもはや議会を召集することはないであろうという折につけ燻っている世評を一掃する」との配慮によるものであった。⁽⁶⁴⁾ 1616年に国務大臣になった顧問官トマス・レイクは、前年15年の枢密院で尚古学者ウィリアム・ヘイクウェルが提唱した「国王の恩赦を販売する案」に異を唱え、「それは国王が議会に嫌悪感を持っているという世評を生み、議会による通常の方法を排除するものである」と批判している。レイクが「通常の方法」としたのは「議会の閉会間際にその助力と助言に謝するものとして一般的な恩赦 (general pardon) が伝統的に与えられていた」ことを指す。⁽⁶⁵⁾ それは、議会の供与（および助言）に対する国王の謝意の一部として伝統的になされて来た。レ

61) CSPV,1619-1621,p.456; 後見権の恩顧としての配分について、酒井『混合王政と租税国家』190-2頁を、王有林の売却と貸出・樹木販売・開拓地摘発をめぐる恩顧授与とその「腐敗」摘発についてについて酒井『近世イギリスのフォレスト政策』第3章参照。

62) 1620年9月のスペインによるパラチネット攻撃に対しては、国王以上に第三議会が反発し、二つの補助税を承認した。この「供与の承認」と「苦情の救済」の関係について酒井「1620年代イギリス議会の『財布の支配』」『熊本学園大学経済論集』22-1・2 (2015年),97-101頁。

63) Sir Walter Raleigh,op.cit.,in *The Harleian Miscellany*,V,194,223.

64) Spedding, *The Letters and the Life of Francis Bacon* ,V,p.85.

65) McClure, *Chamberlain Letters*, I, pp. 567, 568, 581; Cramsie, 'Addled Parliament', p.40. W.ヘイクウェルは1601年、1624年、1628/9年に議員となり、当初はW.プリンやJ.セルデンなどと交流があり国王大権に批判的であった。「恩顧販売案」の提示はかれの尚古学者の側面によるものと思われる。DNB, 1885-1900, Volume24.

イクの恩赦販売批判はさらに次のように続く。「(ヘイクウエルの恩赦販売論)は急速に広く知られるところとなり、一般に嫌悪の対象となっている。それは議会の役割を否定し、多くの人が言うとおり、補助税の代わりに徳金を施行してきたように、いまや、議会による恩赦に代えて勅許による恩赦を行うもので、われわれは議会議を失うことになろう。」⁽⁶⁶⁾ 議会を通した恩赦から国王の臣民への直接的恩赦(の販売)に変わって、恩赦と議会供与との関係は遮断されることになる。ヘイクウエルは、恩赦販売によって国王に年額40万ポンドの収入がもたらされると見積もっていた。しかし枢密院顧問官のほぼ全員がこの案に反対した。顧問官レノックス公ラドヴィック・スチュアートは「議会のことを考えれば(恩赦販売案)今は控えるべきである」と言い、顧問官カンタベリ大主教ジョージ・アボットは「恩赦の販売は教皇の贖宥状の販売と同類である」とし、この例えによってその考案者には「教皇ヘイクウエル」というあだ名がつけられた。大法官エルズミア卿トーマス・エガートンは恩赦販売の収益性と実行可能性に疑問を投げ、顧問官エドワード・クックは、これを「悲しむべき企画」で「金銭尽くの恩赦(venall pardons)」であると非難した。国務大臣ラルフ・ウィンウッドも国王の正義を「売る」ものであると非難した。枢密院で一人恩赦販売案に賛成したエドワード・ウォトン卿は「議会議がよきことなす」のは望みえない以上やむを得ないとした。ウォトン卿を例外として枢密院顧問官のすべてが恩赦販売論に反対したが、ヘイクウエルはなお国王ジェームズに、恩赦はエドワード三世のときに収益目的で販売された先例があり恩赦販売を告知する布告を出すようを強く奏上した。⁽⁶⁷⁾ 国王ジェームズは結局恩赦販売案を採用しなかった。それは、収益がもともと提示されたものより少ないであろうという懸念であり、決してその非議会的性格に躊躇ったからではなかった。⁽⁶⁸⁾

枢密顧問官はウォトン卿一人を例外として全員が恩赦販売案に反対した。それは国王の議会議への本性的敵意に煙幕を張るという側面をもっていたが、そうではあっても国王が議会議を介さず直接に恩赦を販売することに憲法的疑義を感じたことも事実と思われる。議会議を介さず臣民

66) Thrush, op.cit., p.100.

67) McClure, *Chamberlain Letters*, I, p. 581. 顧問官エドワード・クックは恩赦が収益目的で販売された事例はないとした。たしかにエドワード三世は犯罪人に軍役につくことを見返りに恩赦を発行したのであって、収益を目的とはしていなかった。この点ヘイクウエルの議論は誤りであろう。W.M.Ormond, *The Reign of Edward III* (2000), p.57; Cramsie, 'Addled Parliament', p.40.

68) ジェームズは1616年12月に暫時恩赦販売案に傾く姿勢を示した。McClure, *Chamberlain Letters*, I, p. 583; Thrush, op.cit., p.100.n.94. クラムジーは、ジェームズ1世側近・・枢密顧問官ら・・には、一方に国王の財政難を「直接」に無媒介的に臣民に突きつけるものと、他方にそれに反対しまず行財政の「違法性や腐敗(mismanagement)」を除去して「中間」機関である議会議の支持を得てそれに依拠して国王財政の改善をはかるものがいて、エルズミア卿が後者のリーダーであった、と指摘している。Cramsie, 'Addled Parliament', p.45. 酒井「財布の支配」p.95.

に直接恩赦を売るのは、国王が議会の承認を経ずに直接臣民に「徳金」を要求するのと通底している。旧来、議会が国王の「必要の提訴」に応じて「供与の承認」という財政協力をし、国王がその返報として会期末に恩赦授与という「苦情の救済」をした。そこに国王大権と議会特権、恩赦授与権と課税同意権、を互恵的に相互尊重するという二元的な混合王政＝均衡憲法体制の基本があった。中間権力としての議会を飛び越えた国王の臣民への直接的訴えは一元的行政国家である絶対王政への傾斜性を持っていた。1615年のヘイクウェルの恩赦販売案を国王が受け入れなかったのは、「議会の尊重」という混合王政の互恵と均衡の憲法感覚からではなく単に同案の収益性に不安を持ったからに過ぎなかった。

混乱議会の解散後まもなくなされた恩赦販売論に対する批判的議論の展開は、国王の議会嫌いの煙幕という側面があったとしても、やはり国王財政の改善には議会に頼らざるを得ないという認識が枢密院をはじめとする有力者の間で根強くあったことを示している。議会を嫌う国王とそれを懸念する枢密院との問題性は、顧問官ジュリアス・シーザーが記した1620年9月29日の枢密院会議についてのメモによく示されている。ボヘミアにおける皇帝代理の窓外放擲事件に始まった三十年戦争が大陸で始まり、ジェームズ一世の娘婿プファルツ選帝侯フレデリック五世のボヘミア国王受諾はスペイン軍のプファルツ侵攻を呼び、娘婿はプファルツ選帝侯位も奪われ亡命することになった。こうした事態にジェームズ一世はいつまでも拱手してばかりおれず対スペイン融和策を捨て対スペイン戦争突入を迫られていた。シーザーはこうした中での枢密院の見方は次のようであったと報告している。「戦争必至の状況では以前には庶民院の財政的支援がなされてきた。議会において補助税と十五分の一税を伝統的に承認することが百年間続いてきた。それに対するなんの不满も不都合も生じなかった。これがこの10年間に断絶し別の方法が試みられ善良な多くの人々の間に目に見えぬ形で不满が広がっている。」⁽⁶⁹⁾戦争が切迫している時になお議会回避するのは先例がなく不人気なものであるというこうした指摘は、議会回避に余念のない国王に対する枢密院の批判をはっきりと示している。さらに留意すべきは、文中にある「この10年」は1610年から20年をさしており、ジェームズ一世の親政が1614年からではなく1610年から始まると見なしていると思われる。1614年の「混乱議会」は法律一つ制定せず、補助税の承認もないまま付加関税批判に終始して二カ月に解散された。1610年には（付加関税新設抑止の見返りに）一つの補助税と一つの十五分の一税を承認している。それ以来補助税という「議会の供与」は一切なされていない。⁽⁷⁰⁾枢密院は、一つの補助税も承認しなかった14年の「混乱議会」を議会とはみなしていないのである。ジェイ

69) Thrush, op.cit., p.101.

ムズは1611年から14年にかけて議会回避の努力をし続けていた。非議会的収入の模索を続けていた。これは「親政」のすがたであり、14年議会の混乱は「親政」を志向するなかでの挿話に過ぎないと枢密院自身が理解していたのである。「親政」への志向とは、(付加関税廃止などの)「苦情の救済」をしなければ得られない議会の財政協力を断念し、国王大権の活用による収入策(財政封建制)を全開するとともに支出削減に努めることであった。ジェームズは1618年まで倹約政策に目をそらしたが、18年以降「ジェームズは自分自身の大蔵卿になった」と言われるほど積極的に倹約政策に乗り出していった。

小 括

1618年まで議会回避のための新収入で重要なものには次のようなものがあった。(1) 1611-2年の強制公債(玉璽借入)、⁽⁷¹⁾ (2) 準男爵位販売、⁽⁷²⁾ (3) 1614年の「徳金」、⁽⁷³⁾ (4) 1617年のシティからの借入、⁽⁷⁴⁾ (5) 各種独占権の賦与などであった。こうした国内の新収入策では到底十分ではなく、海外からの新収入の模索がなされた。1612年11月に12歳の皇太子チャールズの国際結婚の活動が始められた。持参金が目当てであった。フランスの王女とスペインの王女との結婚政策が並行してすすめられた。いずれも難航して交渉は速やかに成果を生むことはなかった。また1616年5月にオランダにおける軍事拠点である「警告都市」の売却が計画された。1618年以降は結婚政策の難航と「警告都市」の売却の完了によって、海外からの新収入の見込みは縮小した。残された方途は倹約政策しかなかった。国王ジェームズと能吏クランフィールドの経費削減によって1619年夏には目に見える成果が上がりつつあった。しかし三十年戦争の勃発はその成果を台無しにしてしまい議会抜きでの統治=「親政」はいよいよ困難になった。ジェームズ一世の1610年~20年の「親政」とその子チャールズ一世の1629年~40年の「親政」はともに議会抜きの統治の試行であった。議会の「供与の承認」は「苦情

70) 1610年7月、「大契約」論議の最中に、付加関税は今後抑止するというジェームズ一世の言明に応じて庶民院は一つの補助税と一つの十五分の一税を承認している。通常一つの補助税と二つの十五分の一税が最小単位であったが、「大契約」論議の停滞(後見権問題の先送り)に対する不満をこういう形で示した。大蔵卿ソールズベリは三~四の補助税を求めていたため、庶民院の少額変則な額の承認を「貯水池の中の一滴(に過ぎない)」と難じた。しかしこれがその後10年間に唯一議会の承認を受けた補助税であった。酒井『混合王政と租税国家』231頁。

71) Dietz, *op.cit.*, pp.149,157.

72) *ibid.*, p.148.

73) *ibid.*, p.158.

74) Ashton, *The Crown and the Money Market*, pp.122-7.

の救済」と不離一体で、議会の財政協力を得るには国王の政策への批判と容喙を甘んじなければならなかった。これが互惠と均衡を基軸とする混合王政の通常態であった。政策への批判と介入を避けて「国王の独立」を保持しようとするなら独自財源である「国王私財」の増大を図る「財政封建制」を展開せざるを得ない。議会の合意という経路を迂回する収入の模索である。ジェームズ一世が試みまた試みようとしたものを再記すれば以下のものであった。臣民の「自発的」拠金である「徳金」徴収、強制的借入である「強制公債（玉璽借入）」の実行、皇太子の結婚による持参金の取得、海外軍事基地の売却、シティからの借入、恩赦の（議会を媒介にしない）売却、爵位の創設とその売却、独占権譲与の旧習の継続、コッケインの企画のごとき貿易政策の早熟的転換、などである。これに1610年の「大契約」失敗で皮肉にも保持された後見権・徴発権の財政的利用や大権的な付加関税の徴収継続などである。チャールズ一世の「親政」ではこれに船舶税やフォレストの財政活用が加わった。親子二代が敷いた二つの「親政」はともに戦争によって慌ただしく終止した。三十年戦争と主教戦争とともに議会の財政協力抜きではやっていけないことを暴露した。再開された議会は「親政」時代の悪弊に対する鬱屈した批判が展開する格好の舞台となった。ただ1621年と24年の議会よりも1640年の短期議会・長期議会の方が断然批判の精度と強度が勝っていた。それは父ジェームズよりも子チャールズの方が「親政」運営に長けていたことの証明でもある。チャールズは青少年期に、議会抜きの統治の苦難や議会外の収入の確保の困難さをつぶさに実見していたし1614年の「混乱議会」の実態も目の当たりにしていた。

混合王政を「親政」の方向に動かすベクトルは常に働いていた。それに反発するベクトルもまた強かった。議会は国王の「必要の提訴」に応じて「供与の承認」をしつつ、一方で「苦情の救済」要求を決して忘れることはなかった。国王大権によって賦課される付加関税は議会の課税同意権と真っ向から対立する非和解的な問題を惹起した。議会の「苦情の救済」要求が「国王の独立」を毀損すると思われれば国王は議会を回避して独自の財政収入の模索をした。その成功は絶対王政を、その失敗は制限王政を決定づける。混合王政の二元性はいずれは解消し、絶対王政か制限王政（あるいは共和政）のいずれかの一元的政体に転成しなければならなかった。イギリス史は後者に転成した。

参考文献

- J.Rushworth, *Historical Collections of Private Papers of State* (1721).
- M.Jansson (ed.), *Proceedings in Parliament 1614 (House of Commons)* (1988).
Calendar of State Papers, Venitian, 1610-3, 1615-17 : 1619-21.
- M.C.Questionier (ed.), *Newsletters from the Archpresbyterate of George Birkland* (1998).
- Spedding, J., *The Letters and the Life of Francis Bacon*, vol.V, VII.
- D.L. Smith, *The Stuart Parliaments 1603-1689* (1999).
Calendar of State Papers, Domestic, 1611-18.
- W.Notestein and others (eds.), *Common's Debates in 1621*, VII.
The Letters of John Chamberlain, ed. N. E. McClure (1939)
- J.F.Larkin and P.L.Hughes (eds), *Stuart Royal Proclamations, vol.I : Royal Proclamations of King James I 1603-1625* (1973).
- C.P.Hill, *Who's Who in Stuart Britain* (1988).
- R.H.Fritz and W.B.Robinson (ed.), *Historical Dictionary of Stuart England, 1603-1689* (1996).
Journal of the House of Commons, I.
- Alsop, J.D. , 'The Privy Council debate and committees for fiscal reform September 1615' *HR*, 68 (1995).
- Ashton, R., *The Crown and the Money Market 1603-1640* (1960).
- Baker, J.H., *The Legal Profession and Commons law : Historical Essays* (1986).
- Benson, J.D., *Cooperation to Competition English Perspective and Policy on Anglo-Dutch Economic Relations During the Reign of James I* (1990).
- Brenner, R., *Merchants and Revolution : Commercial Change, Political Conflict and London's Overseas Trade, 1530-1653* (1993).
- Cramsie, J. , *Kingship and Crown Finance under James VI And I 1603-1625* (2002).
- do.' Crown Finance and Reform The Legacy of the 'Addled Parliament'', in Clucas and Davies (eds.), *The Crisis and the Addled Parliament* (2003).
- Croft, P., 'The debate on annual parliaments in the early seventeenth century', *Parliaments, Estates and Representation*, 16 (1996).
- Croft, P., 'Annual parliaments and the long parliament' *BIHR*, 59 (1986).
- Cust, R., *The Forced Loan and English Politics 1626-1628* (1987).

- Dietz, F.C. , *English Public Finance 1558-1641*, vol. two (1964).
- Friis, A., *Alderman Cockayne's Project and Cloth Trade : The Commercial Policy of England in its Main Aspects 1603- 1625* (1917).
- Gardiner, S.R., *History of England* (1896-1901),II.
- Harriss, G.L., 'Medieval Doctrines in the Debates on Supply,1610-1629' ,in *Faction and Parliament, Essays on Early Stuart History*, ed. K.Sharpe (1978).
- Jones,J.R., *The Anglo-Dutch Wars of the Seventeenth Century* (1996).
- Koenigsberger, H.G. , *Politicians and Virtuosi Essays in Early Modern History*, ch.1 (1986).
- Lee Jr, M., *Great Britain's Solomon : James VI and I in His Three Kingdoms* (1990).
- Moir, T.L.,*The Addled Parliament of 1614* (1958).
- Ormond, W.M.,*The Reign of Edward III* (2000).
- Prestwich,M., *Cranfield, politics and Profit under the Early Stuarts* (1966).
- Reade, H.G.R., *Sidelights on the Thirty Years War*,Vol.I.
- Russell,C., 'Parliamentary history in perspective, 1604-1629' , *History*,61 (1976).
- Russell,C., *Parliaments and English Politics 1621-1620* (1979).
- Sharpe, K., *Sir Robert Cotton 1586-1631* (1979).
- Smith,A.G.R., 'Crown, Parliament and finance : the Great Contract of 1610' , in P.Clark, .A.G.R.Smith and N.Tyacke (eds.), *The English Commonwealth 1547-1640 : Essays in Politics and Society* (1979).
- Stone, L.,*The Crisis of the Aristocracy 1558-1641* (1965).
- Supple,B.E., *Commercial Crisis and Change in England 1600-1642* (1959).
- Thrush, A. , 'The French Marriage and Origins of the 1614 Parliament' , in S.Clucas and R.Davies (eds.), *The Crisis and the Addled Parliament: Literary and Historical Perspectives* (2002).
- Thrush, A. , " The Personal Rule of James I, 1611-1620' ,in T.Cogswell,R.Cust and P. Lake (ed.), *Politics, Religion and Popularity in Early Stuart Britain Essays in Honour of Conrad Russell* (2002).
- Zaller, R.,*The Parliament of 1621 : A Study in Constitutional Conflict* (1971).

- C.V. ウェッジウッド (瀬原義生訳) 『ドイツ三十年戦争』 (2003 年)
『大塚久雄著作集第二巻』 (1969 年)
- P. ガクソット (内海利朗訳) 『フランス人の歴史 2』 (みすず書房、1979 年)
- 菊池良生 『戦うハプスブルク家』 (講談社現代新書、1995 年)
- 北原敦編 『世界各国史 15 イタリア史』 (山川出版社、2008 年)
- 酒井重喜 『近代イギリス財政史研究』 (1989 年)
- 同 『混合王政と租税国家』 (1997 年)
- 同 『チャールズ一世の船舶税』 (2005 年)
- 同 『近世イギリスのフォレスト政策』 (2013 年)
- 同 「1620 年代イギリス議会の『財布の支配』」 『熊本学園大学経済論集』 22-1・2 (2015 年)
- 薩摩秀登 『物語チェコの歴史』 (中公新書、2010 年)
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編 『世界歴史大系 フランス史 2』 (1996 年)
- 関哲行・立石博高・中塚次郎編 『世界歴史大系スペイン史』
- 浜林正夫 『イギリス市民革命史』 (1971 年)

Summary

The parliament of 1614 (the second of James I) was called “addled”. The king, deeply in debt, summoned the parliament in the hope that it would grant him a large supply. He appealed for supply, but the Commons felt that it should be postponed. Once the dangerous matter of impositions, unparliamentary customs duties, was brought up, it would certainly help wreck the parliament. In fact, it was dissolved only after two months after the opening. If the fruitless “addled parliament” set aside, England was under “10 years’ Personal Rule” from the dissolution of first in 1611 to the summoning the third in 1621. The king, who should meanwhile ‘live of his own’ without the parliamentary grant of supply, was forced to look for new incomes by himself. These were the dowry of Charles’s bride, ‘benevolence’, the sale of ‘Cautionary towns’, the sale of general pardon and Cockayne’ project etc. In view of the failure of the new fiscal policy, this paper try to show the distinct feature of ‘James I’s 10 years personal rule’.